

住 所・氏 名(名 称)	
132-0001 江戸川区新堀1丁目5-8	
株式会社 大八商會	様
[REDACTED]	
KA0060 01/01 10000079#	

お 問 合 せ 先
176-8526 東京都練馬区豊玉北6丁目13-10 東京都都税総合事務センター還付管理課 電話 03-5946-6716

都税還付金等還付通知書

令和2年8月11日

通知書番号 60-502-0356576
(集合番号)

下記のとおり都税還付金等の還付について通知します。
ついては、切り取り線以下の「都税還付金等還付請求書兼口座振替依頼書」の請求者欄及び振込口座欄に記入・押印のうえ、ご返送ください。なお、法人の場合は、法務局等に提出した代表者印(実印)を押印してください。

還付金額(還付加算金を加算した場合はその合計額、未納の徴収金に充当又は委託納付した場合はその残額)については別途通知します。

東京都
都税総合事務センター所長



都税還付金等内訳

記

発生元事務所		都税総合事務センター		還付理由	廃車等により生じたもの			
過誤納番号	税 目	氏名コード 登録番号		事業年度・期別等	税 額 円	加算金 円	延滞金 円	計 円
200728 1 000668	自動車税種 別割	[REDACTED]	[REDACTED]	登録年月日 H30. 5.18 R 2年度定期課税分	¥51,000			¥51,000

*税目欄に「特別」とある場合

事業年度開始日が令和元年9月30日以前の場合は「地方法人特別税」を表し、
令和元年10月1日以降の場合は「特別法人事業税」を表します。

*旧元号で表記されている場合でも、文書の効力に影響はありません。

都税還付金等合計

¥51,000円

都税還付金等還付請求書兼口座振替依頼書

東京都都税総合事務センター所長 殿

東京都都税条例施行規則第40条の8の2第3項の規定により下記還付(請求)金額欄記載の金額(還付加算金を加算した場合はその合計額、未納の徴収金に充当または委託納付した場合はその残額)の還付を請求します。還付金額については下記の振込口座に振り込んでください。

*下記振込口座欄にもれなく記入・押印をお願いします。ご記入にあたりましては裏面の注意書きを必ずお読みください。

還付(請求)金額内訳

通知書番号	過誤納番号	都税還付金等(円)	還付加算金(円)	充当等金額(円)	還付(請求)金額(円)
60-502-0356576	2007281000668	¥51,000			

〈振込口座〉原則として、請求者本人(本通知書の名あて人)の口座を指定してください。

振込先金融機関	預金種目	口座番号	口座名義人(カタカナ又はアルファベット)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店	普通・当座 貯蓄・別段	

*納税準備預金以外の口座をご記入ください。

発行年月日 令和 2年 8月 11日

※名あて人以外の口座を指定する場合は裏面の
委任状もご記入ください。

請求者 住 所	年 月 日
氏 名(名称)	
(代表者)	
TEL	()
法人の場合は代表者印(実印)	

- この還付に不服がある場合には、この還付があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この還付があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この通知書を発行した日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。審査請求書は正副2通提出しなければなりません。審査請求書は、東京都都税総合事務センター所長を経由して提出することができます（都税事務所、都税支所又は支庁に提出された場合は、東京都都税総合事務センター所長に転送いたします。）。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

・この還付金等は5年間請求がない場合には、受け取る権利がなくなりますので、ご注意ください。

振込先口座記入上の注意

- 振込みのできる金融機関は、東京都内に本店又は支店がある金融機関です（一部の金融機関を除きます。）。
- 本通知書の名あて人以外の口座への振込みを希望する場合は、下記の委任状も併せて記入・押印してください。また、委任状を提出される場合、表面の請求者は受任者が記入・押印してください。
- ゆうちょ銀行を指定する場合には、「記号・番号」ではなく、振込用の「店名・預金種目・口座番号」が必要になります。「店名・預金種目・口座番号」が不明な場合は、ゆうちょ銀行へお問い合わせください。

委任状

年　月　日

東京都都税総合事務センター所長 殿

表記の還付金等（還付加算金を含む）の受領に関する一切の権限を受任者に委任します。

委任者

住所	
氏名 または 名称	(印)
電話番号	

受任者

住所	
氏名 または 名称	
電話番号	

※委任状をご使用になる場合で還付金額が100万円以上の場合は、委任者の実印を押印のうえ、印鑑証明書（コピー可）を添付してください。